

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

新型コロナウイルス感染症に伴う、液石法等に基づく
講習の期間の延長について（お知らせ）

標記につきまして、昨日付けで公布、施行されましたのでお知らせいたします。詳細については下記の経産省ホームページをご参照ください。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 改正の概要（主なもの）

○液石法関連

(1) 業務主任者講習

- ①講習を受講させなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者（②を除く）は、1年間期間を延長
- ②選任の日から6月以内に講習を受講させなければならない者の内、令和2年2月1日から6月30日までに当該講習受講期間が終了する者は、6月間期間を延長

(2) 充てん作業員再講習

講習を受講しなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者は、1年間期間を延長

(3) 液化石油ガス設備士再講習

講習を受講しなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者は、1年間期間を延長

○特監法関連

(4) ガス消費機器設置監督者再講習

講習を受講しなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者は、1年間期間を延長

○高圧法関連

(5) 保安係員及び保安主任者講習

- ①講習を受講させなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者(②を除く)は、1年間期間を延長
- ②選任の日から6月以内に講習を受講させなければならない者の内、令和2年2月1日から6月30日までに当該講習受講期間が終了する者は、6月間期間を延長

(6) 保安企画推進員講習

- ①講習を受講させなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者(②を除く)は、1年間期間を延長
- ②選任の日から6月以内に講習を受講させなければならない者の内、令和2年2月1日から6月30日までに当該講習受講期間が終了する者は、6月間期間を延長

2. 経産省ホームページ掲載アドレス

○改正について掲載されているホームページ(経産省ホームページ内)

(液石法関連)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317-03.html

(特監法関連)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317-02.html

(高圧法関連)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317_1.html

以 上

発信手段：Eメール

保安部：高木、渡辺、橋本